

秦野市 ごみと資源の分別カレンダー

○ごみと資源は分別し、必ず決められた収集日の午前8時30分までに出してください。
 ○資源物のカンネット、ビンコンテナと表示札は、収集日の前日に各収集場所に配布しますので、当日の朝に利用者が設置してください。※台風時などは配布できないことがあります。
 ○容器包装プラスチック、資源物、不燃ごみ・剪定枝・廃食用油及び蛍光灯などは、種類別に収集していますので、未収集に見えても、品目によって収集が終わっている場合があります。
 ※詳細につきましては、「ごみと資源の分け方・出し方」ガイドをご覧ください。

平成29年

イラスト出典：経済産業省 3R政策
ごみイラスト素材集

地区記号	南A
使用する収集場所の番号を記入してください。	

この分別カレンダーの「地区記号」と収集場所看板の「地区記号」が一致していることを確認して、使用してください。

尾尻、西大竹、南が丘、大秦町、室町、上大槻(西部)、立野台1~3丁目、今泉861番~892番、今泉台2丁目5番~11番

	日	月	火	水	木	金	土
4月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30						

	日	月	火	水	木	金	土
5月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

	日	月	火	水	木	金	土
6月					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	

	日	月	火	水	木	金	土
7月	2	3	4	5	6	7	1
	9	10	11	12	13	14	8
	16	17	18	19	20	21	15
	23	24	25	26	27	28	22
	30	31					29

	日	月	火	水	木	金	土
8月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

	日	月	火	水	木	金	土
9月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30

お問い合わせ先は、環境資源センターです。
 〒257-0024 秦野市名古木409番地
 TEL 82-4401 FAX 84-6744
 10月以降は裏面です。再生紙を使用しています

ごみと資源の分け方・出し方 (品目は一例を示しています)

1 可燃ごみ 《週2回》

※袋の口を縛って、出してください。

分け方

- 生ごみ ※十分に水切りをしてください。
- ☑の表示のないプラスチック製品
- ※☑の表示があり、容器や包装に使われていたものは、「容器包装プラスチック」に分別してください。
- 落ち葉、草、竹、病虫害の被害を受けた木など
- その他可燃性のもの
- 生ごみ、資源にならない紙くず、落ち葉、ポロ布などの可燃性のものが対象です。
- ※古紙、衣類及び布類は「資源物」に分別してください。
- ※落ち葉、草について、多量にある場合は1回で出さず、日を分けて出してください。(1回5袋程度まで)

出し方

- まとめて透明(半透明)の袋に入れてください。
- 草、落ち葉などは土を払ってよく乾燥させ、袋に入れて出してください。
- 竹串など危険なものは、先端を折るか、紙に包んで出してください。
- ※生ごみは、生ごみ処理機、コンポスト容器、ディスクソーサーを使うなどして、できるだけリサイクルしてください。
- ※紙おむつに付いた汚物はトイレに流してください。
- ※使い捨てライターは必ず中身を使い切って出してください。

2 容器包装プラスチック 《隔週水曜日》

※溜まってしまった容器包装プラスチックは、公民館(本町・大根・堀川を除く)のストックハウスも利用することができます。

分け方

- 飲料類、酒類、しょう油の容器で☑の表示のあるもの
- プラスチック製のキャップやラベルは、「容器包装プラスチック」に分別してください。

出し方

①必ずキャップを外してください。
 ②ラベルをはがしてください。
 ③中を水ですすいでください。汚れていると悪臭の原因やリサイクルの障害となります。
 ④つぶしてください。(縦にはつぶさないでください)
 ⑤「ペットボトル」だけは透明(半透明)袋に入れて出してください。(袋は必ずしばる)

(1) ペットボトル

①食品・製品などの容器や包装に使用されていたプラスチックで☑の表示のあるもの
 ポリ袋、ラップ類・パック、トレイ類・カップ、ボトル類・チューブ、キャップ類・梱包材、緩衝材(発泡スチロール)

(2) 容器包装プラスチック

①汚れていると悪臭の原因やリサイクルできないため、水洗いするか、汚れをふき取ってください。
 ②種類に関係なく、まとめて透明(半透明)袋に入れてください。
 ③風による飛散を防ぐため、切る・つぶす・重ねるなど、袋に詰め込み、重くしてください。
 ④「ペットボトル」とは袋を分けてください。
 ⑤汚れが取れないようなもの、☑の表示のないものは「可燃ごみ」に分別してください。

3 資源物 《月2回》

※古紙及び衣類・布類は、濡れると資源化できません。
 ※出せなかった古紙、衣類・布類は、環境資源センター、大根地区、本町地区のストックハウスも利用することができます。

分け方

- 次の5種類に分別して、それぞれ紙ヒモ等で縛って出してください。(袋には入れないでください。ガムテープで縛らないでください。)
- ※紙以外の素材は混ぜないでください。

出し方

①新聞 広告、チラシなどは「②雑誌類」に分別してください。中身が分からないため、新聞販売店などの袋には入れないでください。

②雑誌類(雑誌、包装紙、チラシ、封筒、はがきなど) はがきなど小さいものは、散らばらないように雑誌の間などに挟んでください。

③段ボール 間に波型の紙が入っているものが「③段ボール」です。入っていないものは、「⑤紙箱」に分類してください。油や汚れが付いたものは、「可燃ごみ」に分別してください。

④牛乳等紙パック 中を水ですすぎ、切り開いて乾かして束ねてください。内側がアルミコーティングされているパックは、「可燃ごみ」に分別してください。

⑤紙箱(お菓子、ティッシュ、タバコの箱など) ワックスなどで防水加工してあるものやアルミコーティングしてあるものは、「可燃ごみ」に分別してください。

(1) 古紙 雨天時には出さないでください

(2) 衣類・布類 雨天時には出さないでください

①再度利用できる衣類及び布類(汚れ・破れのないもの)が対象です。
 ②洗濯して、よく乾かしてから畳んで、透明(半透明)袋に入れてください。
 ③ボタンやファスナーなどは取らないでください。

(3) カン

①食品用のアルミ缶とスチール缶が対象です。(お菓子や缶詰、飲料用の缶など)
 ②中を水洗いするか、汚れをふき取り、できるだけつぶしてからカンネット(緑色)に入れてください。
 ③カンの中にタバコの吸い殻などの異物は、入れないでください。

(4) ピン

①飲料用及び食品用ピンが対象です。
 ②中を水洗いするか、汚れをふき取り、「透明」・「茶」・「その他(黒・緑・青など)」の3色に分けて、ピンコンテナ(青色)に入れてください。
 ③王冠、キャップは取り外して「可燃ごみ」に分別してください。
 ④割れたピンは、紙などに包み、「可燃ごみ」に分別してください。
 ⑤ラベルやピンの口のプラスチックは、取らなくても結構です。
 ⑥農薬などのピンは、販売店に返却してください。

4 不燃ごみ 剪定枝 廃食用油 《月1回》

分け方

- 金属製品、陶磁器、電球、電化製品、リサイクルできないピンなどが対象です。

出し方

①まとめて透明(半透明)袋に入れてください。
 ②刃物、割れたガラスは危険なので、紙などに包み「刃物」、「ガラス」など、分かるように記入してください。
 ③電化製品などに内蔵されている電池は取り外してください。

(1) 不燃ごみ

(2) 剪定枝

直径50cm以下
 長さ40cm以下
 太さ10cm以下

①枝の太さ10cm以下、長さ40cm以下にしてヒモで束ねてください。
 ②一束の直径は、50cm以下にしてください。
 ③1回に出せる量は5束までです。

(3) 廃食用油

●家庭で使用した食用油が対象です。
 ●よく冷ましてから、ペットボトルなどの透明容器に入れ、必ずふたをしてください。
 ※紙パックやビンに入れなくてはいけません。
 ●注意 容器のビンや缶は中を洗って「資源物」に分別してください。

5 蛍光灯など 《月1回》

分け方

- 蛍光灯、乾電池、スプレー缶類、体温計(水銀式)が対象です。
- スプレー缶類は中身を使い切ってから、穴をあけてください。

出し方

①それぞれを透明(半透明)の袋に入れてください。
 ②蛍光灯は、購入時に入っていた箱には入れないでください。また、割れないように注意してください。

注意 白熱電球やLED電球、グローランプ、割れた蛍光灯は「可燃ごみ」に分別してください。ボタン型電池、小型充電式電池は、販売店に返却してください。

6 粗大ごみ

●1辺の長さが概ね50cm以上、2m以下、重さが100kg以下の家具・家電などが対象です。

方法1	環境資源センターに自己搬入する方法	方法2	市に収集を依頼する方法(要電話予約)
問合せ先	82-4401	受付電話	82-0053(専用ダイヤル)
搬入日時	毎日(年末年始を除く) ※予約は不要です。 8時30分~12時、13時~16時	受付日時	月~金曜日(土日、祝日、年末年始除く) 8時30分~16時
手数料	1個 300円(搬入時に現金払い)	手数料	1個 650円(粗大ごみ証紙)

収集場所には出せません

小型家電

●専用回収ボックス投入口(30cm×15cm)に入る大きさに限りです。
 ●個人情報の漏えいを防ぐため、データはすべて削除してから投入してください。
 ●電池は必ず取り外し、「蛍光灯など」の日にお出してください。
 ●袋や箱に入れず、そのまま投入してください。
 ●回収ボックスに入れることができない場合は、「可燃ごみ」等で出してください。

●環境資源センター
 ●市役所本庁舎1階
 ●保健福祉センター
 ●各公民館
 ●駅連絡所

市では扱えないごみ

●特定家庭用機器(冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機)
 ●パソコン(デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ)
 ●自動二輪車(オートバイ、原付バイク)
 ●排出禁止物(産業廃棄物、消火器、タイヤ、バッテリー、ピアノ、医療廃棄物、農薬、建築廃材など)
 ●事業系ごみ(飲食店、商店、事務所、工場などから発生する厨芥類や残飯、紙くずなど)

秦野市 ごみと資源の分別カレンダー

○ごみと資源は分別し、必ず決められた収集日の午前8時30分までにしてください。
 ○資源物のカンネット、ビンコンテナと表示札は、収集日の前日に各収集場所に配布しますので、当日の朝に利用者が設置してください。※台風時などは配布できないことがあります。
 ○容器包装プラスチック、資源物、不燃ごみ・剪定枝・廃食用油及び蛍光灯などは、種類別に収集していますので、未収集に見えても、品目によって収集が終わっている場合があります。
 ※詳細につきましては、「ごみと資源の分け方・出し方」ガイドをご覧ください。

平成29年

	日	月	火	水	木	金	土
10月	1	2	3	4	5	6	7
		可燃ごみ	資源物		可燃ごみ	不燃ごみ 剪定枝 廃食用油	
	8	9	10	11	12	13	14
		可燃ごみ		容器包装 プラスチック	可燃ごみ		
	15	16	17	18	19	20	21
	可燃ごみ	資源物		可燃ごみ	蛍光灯 など		
	22	23	24	25	26	27	28
	可燃ごみ		容器包装 プラスチック	可燃ごみ			
	29	30	31				
	可燃ごみ						

	日	月	火	水	木	金	土
11月				1	2	3	4
					可燃ごみ	不燃ごみ 剪定枝 廃食用油	
	5	6	7	8	9	10	11
		可燃ごみ	資源物	容器包装 プラスチック	可燃ごみ		
	12	13	14	15	16	17	18
	可燃ごみ				蛍光灯 など		
	19	20	21	22	23	24	25
	可燃ごみ	資源物	容器包装 プラスチック	可燃ごみ			
	26	27	28	29	30		
	可燃ごみ				可燃ごみ		

	日	月	火	水	木	金	土
12月						1	2
						不燃ごみ 剪定枝 廃食用油	
	3	4	5	6	7	8	9
		可燃ごみ	資源物	容器包装 プラスチック	可燃ごみ		
	10	11	12	13	14	15	16
	可燃ごみ				蛍光灯 など		
	17	18	19	20	21	22	23
	可燃ごみ	資源物	容器包装 プラスチック	可燃ごみ			
	24	25	26	27	28	29	30
	可燃ごみ				可燃ごみ		
	31						
	可燃ごみ						

平成30年

	日	月	火	水	木	金	土
1月		1	2	3	4	5	6
					可燃ごみ	不燃ごみ 剪定枝 廃食用油	
	7	8	9	10	11	12	13
		可燃ごみ	資源物	容器包装 プラスチック	可燃ごみ		
	14	15	16	17	18	19	20
	可燃ごみ				蛍光灯 など		
	21	22	23	24	25	26	27
	可燃ごみ	資源物	容器包装 プラスチック	可燃ごみ			
	28	29	30	31			
	可燃ごみ						

	日	月	火	水	木	金	土
2月					1	2	3
					可燃ごみ	不燃ごみ 剪定枝 廃食用油	
	4	5	6	7	8	9	10
		可燃ごみ	資源物	容器包装 プラスチック	可燃ごみ		
	11	12	13	14	15	16	17
	可燃ごみ				蛍光灯 など		
	18	19	20	21	22	23	24
	可燃ごみ	資源物	容器包装 プラスチック	可燃ごみ			
	25	26	27	28			
	可燃ごみ						

	日	月	火	水	木	金	土
3月					1	2	3
					可燃ごみ	不燃ごみ 剪定枝 廃食用油	
	4	5	6	7	8	9	10
		可燃ごみ	資源物	容器包装 プラスチック	可燃ごみ		
	11	12	13	14	15	16	17
	可燃ごみ				蛍光灯 など		
	18	19	20	21	22	23	24
	可燃ごみ	資源物	容器包装 プラスチック	可燃ごみ			
	25	26	27	28	29	30	31
	可燃ごみ				可燃ごみ		

お問い合わせ先は、環境資源センターです。
 〒257-0024 秦野市名古木409番地
 TEL 82-4401 FAX 84-6744

再生紙を使用しています

地区記号	南A	RRR Reduce Reuse Recycle ごみの量を減らそう 繰り返し使おう 資源として活かそう 「3つのR」に取り組みましょう!
使用する収集場所の番号を記入してください。		

この分別カレンダーの「地区記号」と収集場所看板の「地区記号」が一致していることを確認して、使用してください。

尾尻、西大竹、南が丘、大秦町、室町、
 上大槻(西部)、立野台1~3丁目、
 今泉861番~892番、今泉台2丁目5番~11番

イラスト出典：経済産業省 3R政策
 ごみイラスト素材集

ごみと資源の分け方・出し方 (品目は一例を示しています)

1 可燃ごみ 《週2回》	分け方	出し方
※袋の口を縛って、出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ ※十分に水切りをしてください。 ☑の表示のないプラスチック製品 ※☑の表示があり、容器や包装に使われていたものは、「容器包装プラスチック」に分別してください。 落ち葉、草、竹、病害虫の被害を受けた木など その他可燃性のもの 	<ul style="list-style-type: none"> まとめて透明(半透明)の袋に入れてください。 草、落ち葉などは土を払ってよく乾燥させ、袋に入れて出してください。 竹串など危険なものは、先端を折るか、紙に包んで出してください。 ※生ごみは、生ごみ処理機、コンポスト容器、ディスクローラーを使うなどして、できるだけリサイクルしてください。 ※紙おむつに付いた汚物はトイレに流してください。 ※使い捨てライターは必ず中身を使い切って出してください。

2 容器包装プラスチック 《隔週水曜日》	分け方	出し方
※溜まってしまった容器包装プラスチックは、公民館(本町・大根・堀川を除く)のストックハウスも利用することができます。	<ul style="list-style-type: none"> 飲料類、酒類、しょう油の容器で☑の表示のあるもの プラスチック製のキャップやラベルは、「容器包装プラスチック」に分別してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品・製品などの容器や包装に使用されていたプラスチックで☑の表示のあるもの ポリ袋、ラップ類・パック、トレイ類・カップ、ボトル類・チューブ、キャップ類・梱包材、緩衝材(発泡スチロール)

3 資源物 《月2回》	分け方	出し方
※古紙及び衣類・布類は、濡れると資源化できません。 ※出せなかった古紙、衣類・布類は、環境資源センター、大根地区、本町地区のストックハウスも利用することができます。	<ul style="list-style-type: none"> ①新聞 広告、チラシなどは「②雑誌類」に分別してください。中身が分からないため、新聞販売店などの袋には入れないでください。 ②雑誌類(雑誌、包装紙、チラシ、封筒、はがきなど) はがきなど小さいものは、散らばらないように雑誌の間などに挟んでください。 ③段ボール 間に波型の紙が入っているものが「③段ボール」です。入っていないものは、「⑤紙箱」に分類してください。油や汚れが付いたものは、「可燃ごみ」に分別してください。 ④牛乳等紙パック 中を水ですすぎ、切り開いて乾かして束ねてください。内側がアルミコーティングされているパックは、「可燃ごみ」に分別してください。 ⑤紙箱(お菓子、ティッシュ、タバコの箱など) ワックスなどで防水加工してあるものやアルミコーティングしてあるものは、「可燃ごみ」に分別してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ①再度利用できる衣類及び布類(汚れ・破れのないもの)が対象です。 ②洗濯して、よく乾かしてから畳んで、透明(半透明)袋に入れてください。 ③ボタンやファスナーなどは取らないでください。 ③カン ①食品用のアルミ缶とスチール缶が対象です。(お菓子や缶詰、飲料用の缶など) ②中を水洗いするか、汚れをふき取り、できるだけつぶしてからカンネット(緑色)に入れてください。 ③カンの中にタバコの吸い殻などの異物は、入れないでください。 ④ピン ①飲料用及び食品用ピンが対象です。 ②中を水洗いするか、汚れをふき取り、「透明」「茶」「その他(黒・緑・青など)」の3色に分けて、ビンコンテナ(青色)に入れてください。 ③王冠、キャップは取り外して「不燃ごみ」に分別してください。 ④割れたピンは、紙などに包み、「可燃ごみ」に分別してください。 ⑤ラベルやピンの口のプラスチックは、取らなくても結構です。 ⑥農薬などのピンは、販売店に返却してください。

4 不燃ごみ 剪定枝 廃食用油 《月1回》	分け方	出し方
	<ul style="list-style-type: none"> 金属製品、陶磁器、電球、電化製品、リサイクルできないピンなどが対象です。 	<ul style="list-style-type: none"> ①まとめて透明(半透明)袋に入れてください。 ②刃物、割れたガラスは危険なので、紙などに包み「刃物」、「ガラス」など、分かるように記入してください。 ③電化製品などに内蔵されている電池は取り外してください。

5 蛍光灯など 《月1回》	分け方	出し方
	<ul style="list-style-type: none"> 蛍光灯、乾電池、スプレー缶類、体温計(水銀式)が対象です。 スプレー缶類は中身を使い切ってから、穴をあけてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ①それぞれを透明(半透明)の袋に入れてください。 ②蛍光灯は、購入時に入っていた箱には入れないでください。また、割れないように注意してください。

6 粗大ごみ	出し方																
●1辺の長さが概ね50cm以上、2m以下、重さが100kg以下の家具・家電などが対象です。	<table border="1"> <tr> <th>方法1</th> <th>環境資源センターに自己搬入する方法</th> <th>方法2</th> <th>市に収集を依頼する方法(要電話予約)</th> </tr> <tr> <td>問合せ先</td> <td>82-4401</td> <td>受付電話</td> <td>82-0053(専用ダイヤル)</td> </tr> <tr> <td>搬入日時</td> <td>毎日(年末年始を除く) ※予約は不要です。 8時30分~12時、13時~16時</td> <td>受付日時</td> <td>月~金曜日(土日、祝日、年末年始除く) 8時30分~16時</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>1個 300円(搬入時に現金払い)</td> <td>手数料</td> <td>1個 650円(粗大ごみ証紙)</td> </tr> </table>	方法1	環境資源センターに自己搬入する方法	方法2	市に収集を依頼する方法(要電話予約)	問合せ先	82-4401	受付電話	82-0053(専用ダイヤル)	搬入日時	毎日(年末年始を除く) ※予約は不要です。 8時30分~12時、13時~16時	受付日時	月~金曜日(土日、祝日、年末年始除く) 8時30分~16時	手数料	1個 300円(搬入時に現金払い)	手数料	1個 650円(粗大ごみ証紙)
方法1	環境資源センターに自己搬入する方法	方法2	市に収集を依頼する方法(要電話予約)														
問合せ先	82-4401	受付電話	82-0053(専用ダイヤル)														
搬入日時	毎日(年末年始を除く) ※予約は不要です。 8時30分~12時、13時~16時	受付日時	月~金曜日(土日、祝日、年末年始除く) 8時30分~16時														
手数料	1個 300円(搬入時に現金払い)	手数料	1個 650円(粗大ごみ証紙)														

小型家電	出し方
<ul style="list-style-type: none"> ●専用回収ボックス投入口(30cm×15cm)に入る大きさに限ります。 ●個人情報の漏えいを防ぐため、データはすべて削除してから投入してください。 ●電池は必ず取り外し、「蛍光灯など」の日にお出してください。 ●袋や箱に入れず、そのまま投入してください。 ●回収ボックスに入れることができない場合は、「不燃ごみ」等で出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境資源センター ●市役所本庁舎1階 ●保健福祉センター ●各公民館 ●駅連絡所

市では扱えないごみ	出し方
<ul style="list-style-type: none"> ●特定家庭用機器(冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機) ●パソコン(デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ) ●自動二輪車(オートバイ、原付バイク) ●排出禁止物(産業廃棄物、消火器、タイヤ、バッテリー、ピアノ、医療廃棄物、農薬、建築廃材など) ●事業系ごみ(飲食店、商店、事務所、工場などから発生する厨芥類や残飯、紙くずなど) 	